

# 注意・警戒情報

どうして解約できないの？

読む人がいなくなったので新聞を解約したいと

伝えたら断られた！

家の中で自分だけが読んでいる新聞がある。来月から長期の単身赴任になるので、販売店に解約を伝えたら、契約期間が残っていると断られた。他に読む人もいないので、取っていても意味がない。どうしたらいいか。

## アドバイス

消費者からみれば解約できて当然と思うことでも、契約期間が残っている場合は一方的に解約することはできません。

契約期間中に解約したいと思ったときは、早めに契約先の販売店に申し入れをし、きちんと話し合いをしてください。

トラブルを防ぐために、次のことに気を付けましょう。

- ・要らない新聞の勧誘はきっぱりと断りましょう。
- ・また、景品に釣られて契約をするのはやめましょう。
- ・サインする前に契約書に記載された契約期間をよく確認してください。
- ・長期の契約は避けましょう。
- ・契約書はファイルなどに入れて、きちんと保管しておきましょう。



訪問販売で勧誘されて契約した場合はクーリング・オフができます。望まない契約をしてしまった場合は期日内にクーリング・オフの通知を出してください。

もし、新聞購読契約などでトラブルになってしまったときは、身近な消費生活相談窓口へご相談ください。

消費生活相談は

消費者ホットライン



ゼロ・ゴ-・ナ・ゼロ 守ろうよ、みんなを！

0570-064-370

(身近な消費生活相談窓口につながります。)

## 太陽光パネルからの落雪事故に注意

### 設置時は、落雪対策も忘れずに

この冬は記録的な大雪で大変でしたね。ところで屋根に設置した太陽光パネルから滑り落ちた雪が近隣家屋や自動車に被害を与える事故が起きていることをご存知ですか？

独立行政法人国民生活センターでは平成24年12月27日に「太陽エネルギー利用パネルからの落雪事故に注意」との注意喚起を行っています。

[http://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20121227\\_1.pdf](http://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20121227_1.pdf)

これから設置を行う方は、積もった雪が落下する場所に注意してください。特に住宅密集地では隣家や路上の通行人の安全にも十分配慮し、設置場所や必要な対策を検討してください。

すでにパネルを設置している方は、パネルの設置業者などと相談して雪止めなど必要な対策を検討してください。



## 活かしてみよう！あなたのアイデア

### 「消費者力アップ！県民提案事業」の募集

県では、消費生活に関する課題の解決や消費生活の安定及び向上等、県内で活動するみなさんが企画・実施する事業を公募し、審査の上、県の委託事業として実施していただきます。

地域のサークル、子育て仲間、研究者チーム、学生のグループなど、仲間と一緒にチャレンジしてみませんか？



【内容】消費生活に関する事業の提案で平成27年2月13日（金）までに完了するもの。

【対象】自ら提案した企画を実施できる団体

【応募期限】平成26年3月28日（金）午後5時まで

【募集コース】（1）特定課題コース（県があらかじめ課題を指定するもの）

「高齢者」や「障害者」の被害未然防止のための「見守り」

「若者（幼児期から新社会人等まで）」の段階に応じた被害未然防止

（2）自由課題コース（団体等が自由に課題を設定するもの）

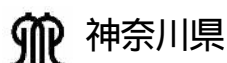
両コースともに講座や調査・研究、資料作成など実施の手法は自由です。

【委託料の上限】 特定課題コース 60万円 / 自由課題コース 40万円

平成26年度「消費者力アップ！県民提案事業」に係る予算案については、神奈川県議会平成26年第1回定例会の審議を経て決定されますので、当該契約の締結は、平成26年度当初予算発効時以降に行います。

【問い合わせ】神奈川県 消費生活課 普及推進グループ 電話 045 - 312 - 1121 内線 2642

困ったときは、一人で悩まず地元市町村の消費生活相談窓口にご相談しましょう



県民局暮らし県民部消費生活課相談第二グループ

（かながわの消費生活のページ）<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f100548/>

横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2 〒221-0835 電話：045-312-1121(代表) / FAX:045-312-3506